

1 変更の内容 第5条 事業

変更後	変更前
<p>(1) 特定非営利活動に係る事業</p> <p>① 地域住民の音楽学習及び文化活動の振興を支援する事業</p> <p>② 音楽療法、音楽療育の対象となる地域住民とその家族を支援する事業</p> <p>③ 学校、公共施設、保健・医療・福祉関連施設等への指導者、芸術家等の派遣事業</p> <p>④ 地域の文化活動の推進を支援及びプロデュースする事業</p> <p>⑤ 地域リーダー及び団体を育成する事業</p> <p>⑥ 芸術文化、音楽学習、音楽療法、音楽療育に関する各種研究会、講習会を開催する事業</p> <p>⑦ 現場の指導者としての専門性を確立するための事業</p> <p>⑧ 新進芸術家などの育成事業</p> <p>⑨ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業</p> <p>⑩ 児童福祉法に基づく児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業</p> <p>⑪ その他 目的を達成するために必要と認められる事業</p>	<p>(1) 特定非営利活動に係る事業</p> <p>① 地域住民の音楽学習及び文化活動の振興を支援する事業</p> <p>② 音楽療法、音楽療育の対象となる地域住民とその家族を支援する事業</p> <p>③ 学校、公共施設、保健・医療・福祉関連施設等への指導者、芸術家等の派遣事業</p> <p>④ 地域の文化活動の推進を支援及びプロデュースする事業</p> <p>⑤ 地域リーダー及び団体を育成する事業</p> <p>⑥ 芸術文化、音楽学習、音楽療法、音楽療育に関する各種研究会、講習会を開催する事業</p> <p>⑦ 現場の指導者としての専門性を確立するための事業</p> <p>⑧ 新進芸術家などの育成事業</p> <p>⑨ その他 目的を達成するために必要とされる事業</p>